

県立病院使用料及び手数料条例施行規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県病院事業管理規程第十一号

県立病院使用料及び手数料条例施行規程

(この規程の趣旨)

第一条 この規程は、県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の減免)

第二条 県立病院の長(以下「院長」という。)は、貧困のため使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納める資力がなくと認められる者及び特別の事由があると認められる者に対しては、条例第一条ただし書の規定により、使用料等の減免をすることができる。

2 前項の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、別記様式第一号による使用料・手数料減免申請書を院長に提出しなければならない。

(使用料等の額及び端数処理)

第三条 条例第二条第一項ただし書の規定による診療料、食事療養料及び介護料の額、同条第二項の規定による食事療養料の額、条例第二条の二の規定による入院料の加算額並びに条例別表に規定する非紹介患者の初診に係る加算料、ケミカルピーリング料、人工授精料、採卵及び培養料、胚移植料、補助孵化料、卵子又は受精卵処理料、融解胚移植料、顕微受精料、精液検査料、精子、卵子又は受精卵機能検査料、精巣精子回収料、精巣上体精子回収料、精子精密処理料、卵子又は胚凍結保存料、卵子又は胚融解料、精子凍結保存料、精子融解料、抗リン脂質抗体検査料、抗精子抗体検査料、卵巣機能検査料、流産物遺伝学的検査料、分べん料、母乳外来利用料、新生児介補料、新生児室使用料、装器具料、委託試験検査手数料(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)別表に掲げる試験検査に相当する試験検査以外のものに係るものに限る。)、エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設の使用料、健康診断料又は予防接種料、文書料並びにその他の使用料の額は、院長が、病院事業の管理者の承認を得て定める。

2 条例の規定により算定した使用料及び手数料の総額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(使用等の手続)

第四条 入院診療を受けようとする者は、別記様式第二号による入院申請書を提出して院長の許可を受けなければならない。

第五条 前条の規定による申請は、本人又はその世帯主から、これをしなければならない。

2 前項に規定する者から申請することができないときは、本人の親族その他関係者から申請することができる。

(使用料等の後納)

第六条 条例第三条の規定により、院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を後納させることができる。

- 一 入院料その他入院患者の使用料等であるとき。
- 二 応急の診療を要し、即納するいとまがないとき。
- 三 その他即納し難い事情があると認めたととき。

2 前項第一号の規定により後納させる場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに使用料等を納付させるものとする。

- 一 入院した月のうちに退院する者に係る使用料等 退院の日
- 二 入院が翌月以後に引き続き者の使用料等のうち、その者の退院の日が属する月以外の月に係るもの 請求書を発行した日から十営業日（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する銀行の休日以外の日をいう。）を経過する日

三 入院が翌月以後に引き続き使用料等のうち、その者の退院の日が属する月に係るもの
退院の日

3 第一項第二号及び第三号の規定により後納させる場合においては、毎月三期（一日から十日まで、十一日から二十日まで及び二十一日から末日までとする。）に区分し、毎期の最終日の翌日から三日以内に使用料等を納付させるものとする。

(使用料等の後納又は分納申請)

第七条 前条第一項第三号の規定により使用料等を後納し、又は条例第三条ただし書の規定によりこれを分納しようとする者は、別記様式第三号による使用料・手数料後納（分納）申請書を院長に提出し、その承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に県立病院使用料及び手数料条例施行規則及び広島県病院事業財務規則を廃止する規則（平成二十一年広島県規則第二十一号）による廃止前の県立病院使用料及び手数料条例施行規則（昭和二十四年広島県規則第五十七号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(別記)

様式第1号 (第2条関係)

使用料・手数料減免申請書

患者	住所		
	氏名		
	年齢		
病名			
使用料又は手数料の額		減免希望額	
減免を求め理由			

上記のとおり使用料又は手数料の減免をしてください。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

患者との続き柄

㊟

県立

病院長様

様式第2号 (第4条関係)

入院申請書

患者	住所		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	明大昭平		

上記の者の入院を許可してください。なお、入院中は、貴院の指示及び規律を守り、次の事項を相違なく履行いたします。

- 1 患者の身元に関する一切の事項は、申請者及び保証人において引き受けます。
- 2 入院料その他の費用は、申請者が指定の期日までに納入します。もし申請者が納入しない場合は、保証人が代わって納入します。

平成 年 月 日

申請者	住所		
	氏名		
	患者との続き柄	年齢	
保証人	住所		
	氏名		
	患者との続き柄	年齢	
	昼間	電話	
連絡先	夜間	電話	

県立 病院長様

注 患者が申請する場合には、1の記載事項中「申請者及び」を抹消すること。

様式第3号 (第6条関係)

使用料・手数料後納（分納）申請書

患者	住所	
	氏名	
	年齢	
病名	使用料又は手数料の額	
(分納申請の場合) 希望する分納方法		
後納（分納）を求め理由		

上記のとおり使用料又は手数料の後納（分納）を承認してください。

平成 年 月 日

申請者 _____

住所 _____ 印

氏名 _____

患者との続き柄 _____

県立 病院長様